

## 令和4年7月14日

本紙の投込みを以て解禁

記者発表資料配布先

長岡市記者会 長岡地域記者会 魚沼記者会

# 特殊車両・過積載の合同取締り結果

大型車両の違法運行に伴う事故や、道路・橋梁の損傷を未然に防止することを 目的に、長岡国道事務所と常然常警察署による合同取締りを実施しました。

#### 取締り実施結果

取締り日時:令和4年7月13日(水) 14時~15時(荒天のため時間短縮) 取締り場所及び結果

塩沢除雪ステーション(新潟県南魚沼市大字関字大塚地先) 国道17号 取締り車両数: 4台 うち違反指導を行った車両: 1台

<違反指導を行った内訳>

道路法取締り

許可証不携帯(警告):1台

道路交通法取締り 過精載: 0台

※上記1台に対して警告書を発出しました。

道路を安全に利用していただくにはルールを守り、整備された車両による適切な 運行を心がけなければなりません。

今後も引き続き、規則を周知・理解していただけるよう呼び掛けてまいります。

お問い合せ先 : 【特殊車両の通行許可に関することについて】

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

管理第一課長 小池 貴史 「電話」 0258-36-4552 (内線431)

【過積載に関することについて】

新潟県 南魚沼警察署 交通課 [電 話] 025-770-0110

ふるさとの ぬくもり伝える 道づくり

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

〒940-8512 新潟県長岡市中沢4丁目430-1

携帯電話

n°ソコン,スマートフォン <u>https://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/</u> https://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/i/









### 【取締り実施状況】



車両の寸法を計測しています。



車両の重量を計測しています。

#### ▶下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	<u>走行(連結・積載)状態</u> で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどが これを <u>超えます。</u>
幅	<u>積載状態</u> で2. 5m
高さ	<u>積載状態</u> で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じ て最大25t)
軸重	<u>積載状態</u> で <u>最大</u> 10t



#### 【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも 定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内 であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両 は「特殊車両通行許可」が必要です。